

- 東京区部、大阪等政令で定める地を管轄する都道府県知事は、死因不明の死体について、その解明のため監察医に検案、解剖させることができる。
- 5都府県で監察医を設置し、検案・解剖を実施し死因究明を行っている。

●死体解剖保存法第8条

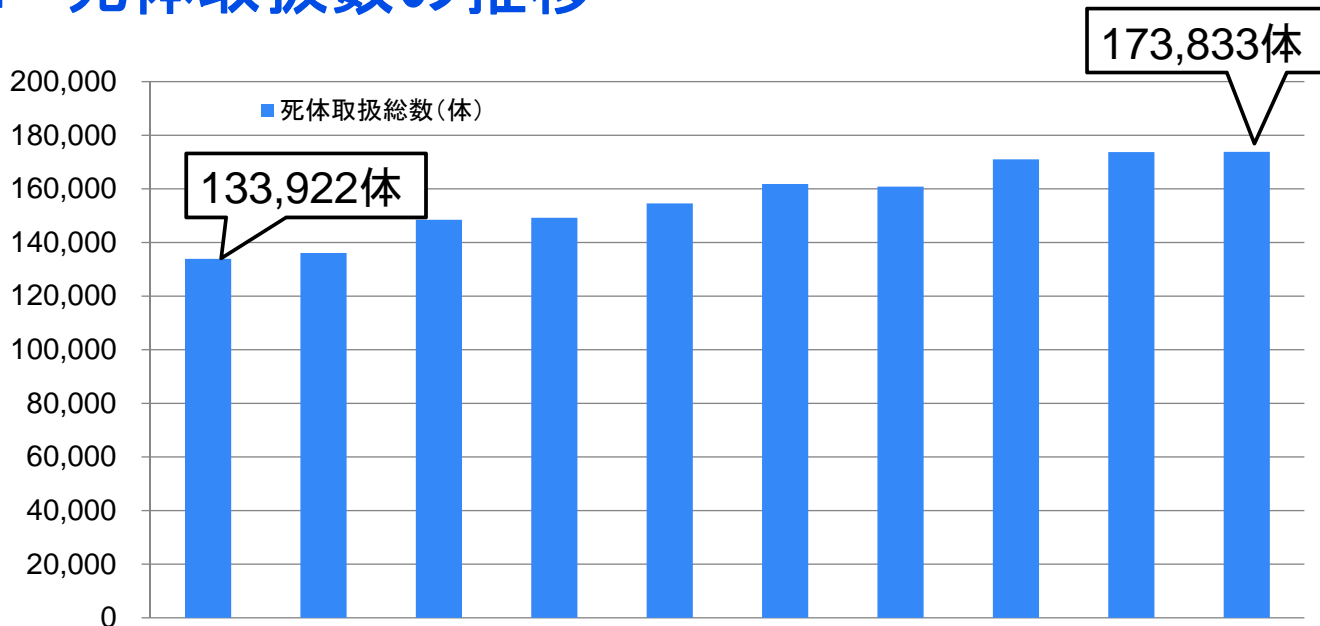
政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。（以下略）

●監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令385号）

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基づき、次の地域を定める。東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

都府県名	監察医 設置指定地域・実施状況		監察医地域 (平成23年中)		監察医数 (平成24年4月1日現在)			遺族の検案・解剖の費用負担(死 体解剖保存法第8条に基づくも の)
			検案数	解剖数	常勤	非常勤	計	
東京都	東京23区	東京都監察医務院で検 案・解剖を実施	13,937	2,624	12	49	61	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:1通目無料、 2通目から900円
神奈川県	横浜市	一般の開業医を監察医 として委嘱、県警を通じ 検案・解剖を依頼	3,321	1,756	0	4	4	県が示す基準額 検案:10,000円 解剖:50,000円 検案書発行:5,000円
大阪府	大阪市	大阪府監察医事務所 で検案・解剖を実施	4,825	1,287	0	44	44	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:11,700円 2通目から2,500円
愛知県	名古屋市	愛知県死因調査研究会 に委託	6	6	0	5	5	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:遺族負担
兵庫県	神戸市	兵庫県監察医務室で検 案・解剖を実施	1,668	1,094	1	15	16	検案・解剖:10,000円 検案書発行:5,000円

1 死体取扱数の推移



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
死体取扱総数(体)	133,922	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833
犯罪死体(体)	1,777	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735	734
変死体(体)	13,770	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722
犯罪死体・変死体 以外の死体(体)	118,375	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377

検視官及び検視官補助者の体制

	検視官	検視官補助者
平成20年度	160名	169名
平成21年度	196名	317名
平成22年度	221名	358名
平成23年度	268名	450名
平成24年度	304名	520名

検視官臨場率等の推移

